

により一層の業務の重点化、効率化を図るため、管理会計的な考え方を踏まえ、業務や研究開発プロジェクトごと等の収支管理を行うべきものはないか。

3 業務の種類ごとの主な見直しの視点

中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しに当たり、特に、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人については、平成17年度までに見直しを行った独立行政法人とは異なり様々な業務を行っていることから、個別具体の業務の性質や実態に即した検討が基本であると考えます。

これらの業務のうち、重要方針において政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた見直しを行うこととされている融資等業務（資金の貸付け、債務の保証、保険の引受け、出資若しくは利子の補給を行う業務又はこれに準ずる業務）については、委員会において、これまで「政策金融ワーキング・グループ」を開催して精力的に審議し、別途見直しの視点を取りまとめたところであり、これに基づく検討を併せて行うこととする。

(1) 融資等業務

融資等業務に関する見直しの視点の詳細については、別紙を参照。

(2) その他の業務

特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の中には、教育・訓練・研修など、これまで委員会が「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」（平成15年7月1日）、「教育・指導・訓練関係法人の評価における関心事項」（平成16年6月30日）、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価における関心事項」（平成16年6月30日）等により評価の視点等を取りまとめた類型に該当する業務を実施しているのがみられる。教育・訓練・研修等の業務については、これらの成果を踏まえるとともに、例えば、以下のような視点からの抜本的な検討を行い、見直しを行うこととする。

ア 教育・訓練・研修業務

独立行政法人においては、教育・訓練・研修をその業務の一部としているのがみられる。

業務の運営実態についてみると、教育・訓練・研修のコースによっては、i) 受講定員に対して実績が低い、ii) 教育・訓練・研修の目的が十分に達成されていない又は成果が十分に上がっていないなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 本来の教育・訓練・研修の目的は何か。
- ② 社会経済情勢の変化や政策の重点化等の状況を踏まえても、引き続き教育・訓練・研修を行うことによる社会的、経済的な効果が期待できるか。教育・訓練・研修について、政策目的が既に達成されているもの、効果が十分上がっていないものはないか。

イ 施設の設置・運営業務

独立行政法人においては、展示施設等の設置・運営をその業務の一部としているものがみられる。

業務の運営実態についてみると、i) 施設・設備の年間稼働率が低い、ii) 毎年度の施設の運営・維持管理に要するコストが利用に伴う収益を大幅に上回るなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 独立行政法人が施設等を設置・保有する目的は何か。
- ② 社会経済情勢の変化や政策の重点化等の状況を踏まえても、法人が自ら当該施設等を設置・保有し続けることは、適切か。特に、当該施設等の設置・保有に伴うコストに比べて、成果は十分なものといえるか。
- ③ 利用予測や施設規模に対して利用実績はどのように推移しているか。
- ④ 施設等の運営・維持管理に要する総費用（人件費を含む。）に対して、当該施設等の利用による収益は、どのように推移しているか。
- ⑤ 独立行政法人が直接運営している場合、その理由は何か。運営の全部又は一部を民間等に委託して効率化できないか（委託を行うに際しては、一般競争入札を経ているか。）。

ウ 助成業務

独立行政法人においては、第三者への助成をその業務の一部としているものがみられる。

業務の運営実態についてみると、申請のあった制度利用者への給付件数が大幅に減少してきている助成金等があるなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 本来の助成の目的は何か。
- ② 社会経済情勢の変化や政策の重点化等の状況を踏まえても、引き続き助成を行うことによる社会的、経済的な効果が期待できるか。助成金等について、政策目的が既に達成されているもの、助成効果が十分

上がっていないものはないか。

エ 調査・研究開発業務

独立行政法人においては、研究開発を本来業務とするもの、本来業務に付随する調査研究をその業務の一部とするものがみられる。

業務の運営実態についてみると、i) 他の独立行政法人等でも類似性の高い研究テーマの設定や研究開発プロジェクトが行われているとみられる、ii) 関連する情報の収集・提供業務に多額の支出を伴っているなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 所期の目的どおりに研究成果が上がり、それが有効活用されているか。
- ② 他の機関でも類似性の高い研究開発プロジェクトを実施している場合、合理化、共同実施を図ることはできないか。
- ③ 調査・研究開発業務に関連して行われる情報収集・提供業務に係る支出や利用料等による収入はどのように推移しているか。支出の縮減、収入の増加を図ることはできないか。
- ④ 調査・研究開発に係る評価はどのように行われているか。評価結果をその後の業務にフィードバックする仕組みはどのようになっているか。
- ⑤ 社会経済情勢の変化や政策の重点化等に対応できていない研究、緊急性や必要性の乏しい研究、長期間ほぼ同様のテーマを設定して行っている研究等はないか。他の業務に付随して調査研究業務が行われている場合、引き続き実施する必要はあるか。

融資等業務の見直し

1 基本的な見直しの考え方

政策金融分野の改革は、我が国にとって金融資本市場の効率化・活性化を図るための最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での抜本的な改革が必要となっている。こうした政策金融の改革に関する考え方は、独立行政法人が行う融資等業務の見直しについても当てはまることから、重要方針において、独立行政法人が行う融資等業務について、政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた見直しを行うこととなっている。

政策金融改革の基本方針は、

- (1) 政策金融の機能を①中小零細企業・個人の資金調達支援、②国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融、③円借款（政策金融機能と援助機能を併せ持つ）に限定し、それ以外は撤退、
 - (2) 「小さくて効率的な政府」実現に向け、政策金融を半減、
 - (3) 民間金融機関も活用した危機（金融危機、国際通貨危機、大災害・テロ、疾病等）対応体制を整備、
 - (4) 効率的な政策金融機関経営を追求
- といった基本原則を掲げている。

独立行政法人の融資等業務は、政策目的に沿って特定の条件下で対象者に与信等を行うものであり、その見直しの目的は、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出しつつ、融資等業務の規模の縮減を図り、効率的な資金配分の実現等を目指すものである。こうした見直しの方向性は政策金融機関の見直しと同じであると考えられる。

ただし、独立行政法人が行う融資等業務は多様であることに留意する必要がある。すなわち、これらの業務には、

- ① 特定の関係者によって造成された資金等を背景に当該関係者等に対して融資等を行っているもの
- ② 融資等の対象に事業性・営利性がないなど、公益的見地から融資等が実施されているため基本的に民間金融機関との競合関係を生ずる可能性のないもの
- ③ 上記①②以外のもの

があり、③に該当する業務であっても他の政策手段や他の機関の業務と連携をとって一体的に実施されるもの、リスクマネーに近いものなど様々なものがある。

したがって、今回の見直しに当たっては、政策金融改革の基本方針を踏まえ

つつ、当該業務の位置付けや特性等をも考慮し、個別の検討を行うこととする。その際、対象分野の限定に関して、業務の特性から同方針をそのまま適用することが困難な場合には、同方針の検討の際に踏まえることとされた、「政策金融改革について」（平成14年12月13日経済財政諮問会議）の「（別添1）政策金融の対象分野に関する基準」に立ち戻り公益性及び金融リスクの評価等の困難性について検討を行うこととする。

また、今回の見直しも独立行政法人の組織・業務全般の見直しの一環として行うものであることから、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）及び独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針をも踏まえることとする。

さらに、行政減量・効率化有識者会議において、今般の政策金融機関の見直しの結果、政策金融機関が撤退した業務について、独立行政法人がその業務の受け皿とならないようにすべきとの指摘がなされている点を踏まえるとともに、現在進められている国の資産及び債務に関する改革や特別会計改革の動向をも踏まえた検討を行うこととする。

2 共通的な見直しの視点

上記1の考え方を踏まえて、各融資等業務に共通して、以下のような視点から見直しを行うこととする。

(1) 国として行う政策の必要性

- ① 政策の実施部門であるとされている独立行政法人は、国の政策目的を実現していくことが最終目的であり、社会経済情勢の変化を踏まえた政策の重点の置かれ方に応じて、その担うべき事務・事業が必然的に変化すべきものである。このため、独立行政法人の事務・事業の見直しに際しては、国の政策との関係を常に踏まえ、当該事務・事業が実現すべき政策目的に的確に対応しているか検証していくことが重要である。

独立行政法人が行う融資等業務についてみると、政策目的が既に達成されていると考えられるものや、政策の重要性が変化したことなどのため、目的達成のための手段としての融資等業務の有効性が変化しているのではないかと考えられるものがみられる。

したがって、独立行政法人が行う融資等業務については法人に係る政策の重点を十分に勘案し、当該業務の実施が政策目的実現のために必要であるか、当初の事務・事業の見直しや重点化等が適切に行われているかどうかについて検討を行うこととする。

- ② 融資等業務の中には、当該業務の開始以降全く実績のないものや、開始当初においては実績があったものの、近年においては、実績がないものや

少ないもの、あるいは実績が大きく減少しているものがみられる。

したがって、これらの業務については、個別に政策目的との関連を精査し、当該業務を継続する特段の理由があるかどうかについて検討を行うこととする。

- ③ 国や政策金融機関等が政策的に金融市場に介入する意義が認められるのは、当該事業に外部性（社会的便益）が大きいなど公益性が認められ、かつ、リスクの適切な評価が極めて困難なために民間金融機関による与信等が適切に行われなかった場合であると考えられる。しかしながら、近年の金融技術・情報通信技術の発達等により、民間金融機関の金融リスク負担能力が向上していることから、民間金融機関が担い得る領域は拡大しつつある。また、現在、民間金融機関が担っていない領域であっても民間金融機関の能力の向上が期待され、その進出が見込める領域については、できる限り民間金融機関を活用し、金融市場における資金の効率的利用を図る必要もある。こうした中で、例えば、住宅金融のように政策金融機関の役割が変化している分野があるとともに、その他の業務でも貸付けを中心として既に民間金融機関による融資等の与信が行われているものもみられる。

したがって、見直しに際しては、個別の業務について独立行政法人が関与する理由を明らかにした上で、民間金融機関による業務実施の可能性を検討し、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独立行政法人が行う融資等業務としては、これを廃止又は規模の縮減を図るべきものがないかについて検討を行うこととする。

(2) 政策目的達成のための金融的手法の必要性

政策手段として金融的手法が用いられるのは、融資等の対象業務について融資等資金の回収がある程度見込め、場合によっては、収益等も見込まれるためであると考えられる。一方、補助金等の手法は資金提供のみで回収は予定されていない。

金融的手法の体裁をとっているものの、実質的に金融機能が発揮されていないと考えられるものについては、政策目的達成の手段として現行の金融的手法を用いる理由を明らかにするとともに、他の手法と比較した上で、当該手法が適当であるかについて検討を行うこととする。

なお、金融的手法と他の政策手段や複数の金融的手法のコスト比較等のためにも、各独立行政法人において、業務ごとの財務情報をマネジメントに活用するための原価計算システムや事業単位の管理会計システム等の確立に向けた一層の取組が重要であり、こうした面での各独立行政法人の取組を推進し、その状況を評価する必要がある。

(3) 当該独立行政法人で行う必要性

融資等業務については、独立行政法人において実施されているもののほか、政策金融機関、公益法人（信用保証協会等）においても実施されており、各々の役割分担の下で政策目的の達成のために最適な手法、メニューが組み合わせられて実施されることが適当である。

特に、独立行政法人が行う融資等業務については、①法人が担う政策と特に密接な関連がある場合が多いこと、②その原資が特定の政策目的の実現のために支出された出資や補助によるものである場合があること、③その対象が営利を直接の目的としない者である場合があること等の点から独立行政法人において行うことの優位性が比較的高いと考えられるが、一方で相対的に小規模な融資等業務が行われていることにより、人件費を始めとする間接経費が高くなるなど非効率な状況もみられる。

したがって、見直しに際しては、類似の融資等業務を行っている機関との役割分担や当該独立行政法人が実施する他の業務・政策との関連を明確化し、当該融資等業務を当該法人が実施することの優位性の有無について検討した上で、当該業務を当該法人で行う必要性や当該法人によって実施する範囲の見直しについて検討を行うこととする。特に、民間金融機関との競合関係が生ずる可能性のあるものについては、本来の金融的手法としての性格がより強いものと考えられ、融資等業務を専門に行う他の機関との関係の在り方について検討を行うこととする。

また、融資等業務の中には、都道府県等に対する資金供給等を行うことにより、間接金融を行っているものがみられ、複雑な資金の流れとなっている。これらの業務については、何故そのような仕組みが必要かを明らかにした上で、その是非について検討を行うこととする。

3 融資等業務の類型ごとの見直しの視点

上記2の共通的な見直しの視点に加え、独立行政法人の個々の融資等業務について精査を行うに当たっては、その類型ごとに以下のような視点から見直しを行うこととする。

(1) 出資業務

出資は他の金融的手法に比べて、例えば資金提供者（出資者）による関与の度合い及びリスク負担の可能性が高くなることなどを勘案し、融資等他の金融的手法によって十分に目的が達成されない場合に行われるべきものと考えられる。

したがって、出資業務については、上記のような観点から出資という手法の妥当性について検討するとともに、政策目的との関連性、運営状況の適切性、民間からの出資の誘導を目的とする場合はその状況、将来におけるリターン